

京都市告示第453号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次の表の「控除対象寄附金」の欄に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が「適用区分」の欄に定める期間に支出したものとします。

令和4年11月10日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
公益財団法人京都S KYセンターに対する寄附金	京都市中京区竹屋町通烏丸 東入る清水町375番地	当該法人の 主たる目的 である業務	令和4年1月1日以 後に支出された寄附 金

(行財政局税務部税制課)